

—— 議会だより ——



かわち

—— 第 52 号 2018.11.15 発行 ——



かわちフェスタ

はしご車体験！

Contents

第3回河内町議会定例会……………P2

一般質問……………P4～P11

平成 30 年

第 3 回 河内町議会 定例会

9月6日から9月13日までの8日間の会期で開かれた定例会において、提出された報告3件、条例改正3件、補正予算5件、人事案件2件について審議され、また、平成29年度会計決算が決算審査特別委員会に、請願1件が常任委員会に付託されました。その結果についてお知らせします。

◆ 議案の内容と結果 ◆

報告第1号	平成29年度河内町健全化判断比率の報告について
	地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定により、平成29年度決算に基づく健全化判断比率について、監査委員の意見を付けて報告するもの
報告第2号 報告第3号	平成29年度河内町下水道事業特別会計にかかる資金不足比率の報告並びに平成29年度河内町水道事業会計にかかる資金不足比率の報告について
	地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定により、平成29年度決算に基づく資金不足比率について、監査委員の意見を付けて報告するもの
議案第1号	河内町特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例 【可決】
	健康づくり推進協議会及び新庁舎検討委員会を設置することに伴い、本条例の一部を改正するもの
議案第2号	財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例の一部を改正する条例 【可決】
	地方分権一括法関連による法改正に伴い、本条例の一部を改正するもの
議案第3号	河内町医療福祉費支給に関する条例の一部を改正する条例 【可決】
	茨城県医療福祉対策要綱等の一部が改正されたことに伴い、本条例の一部を改正するもの
議案第4号	平成30年度河内町一般会計補正予算（第3号） 【可決】
	歳入歳出予算の総額に332,962千円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ4,963,143千円とするもの
議案第5号	平成30年度河内町国民健康保険特別会計補正予算（第1号） 【可決】
	歳入歳出予算の総額に25,205千円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ1,308,851千円とするもの
議案第6号	平成30年度河内町介護保険特別会計補正予算（第1号） 【可決】
	歳入歳出予算の総額に4,928千円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ1,054,202千円とするもの



議案第7号	平成30年度河内町下水道事業特別会計補正予算（第2号）	【可決】
	歳入歳出予算の総額に18,408千円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ346,268千円とするもの	
議案第8号	平成30年度河内町水道事業会計補正予算（第1号）	【可決】
	収益的支出予算の総額に693千円を追加し、収益的支出予算の総額を255,300千円とするもの	

請願

◇教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度堅持のための政府予算に係る意見書採択を求める請願について

【請願者】

茨城県教職員組合

代表 杉山 繁

【紹介議員】

小更雅之 議員

【議決結果】

採択

【意見書の提出先】

内閣総理大臣、財務大臣、
総務大臣、文部科学大臣、
衆議院議長、参議院議長

人事案件

河内町教育委員会委員の
任命について

河内町教育委員会を任命するにあたり、次の者を同意しました。

鈴木 亜矢子 氏（再任）

河内町源清田2041番地

【任期】平成30年11月22日から

平成34年11月21日

人権擁護委員の

推薦について

人権擁護委員を推薦するにあたり、次の者を適任としました。

北口 たか子 氏（再任）

河内町生板6513番地

【任期】法務大臣委嘱日より

3年間

会計別歳入歳出決算概要

会 計 名		歳 入（収入）	歳 出（支出）
一 般 会 計		49 億 7,385 万円	45 億 4,107 万円
特別会計	下 水 道 事 業	3 億 1,792 万円	3 億 496 万円
	国 民 健 康 保 険	15 億 2,529 万円	13 億 9,997 万円
	介 護 保 険	11 億 1,221 万円	10 億 160 万円
	介護サービス事業	924 万円	837 万円
	後期高齢者医療	1 億 410 万円	1 億 36 万円
合 計		80 億 4,261 万円	73 億 5,633 万円
水道事業	収 益 的	2 億 5,246 万円	2 億 4,614 万円
	資 本 的	0 万円	6,767 万円

平成29年度各会計決算の認定については、「決算審査特別委員会」を設置し、慎重な審査を行い、7会計すべて認定されました。

平成29年度
会計決算を認定



一般質問

平成30年第3回定例会において、4名の議員が町政について質問しました。要旨をまとめたものです。詳しくはホームページをご覧ください。



星野 初英
議員

定住促進について

議員 数年、我が町にとって最重要課題に位置づけている若者の移住定住に関して、これまでのような取り組みをしてきたのか。空き家バンクも含めた進捗状況を伺いたい。

企画財政課長

平成29年3月に策定した第5次河内町総合計画の中で、里帰り転入の増加に向けた制度等の導入を

重要推進項目の一つとして掲げている。これまでの転入者の多くが、

本町出身の方が結婚、出産、親に孫の面倒を見てもらう、子供の小学校入学等をきっかけに戻ってきているというアンケート調査の結果を踏まえたものである。若者世帯の定住促進に向けた取り組みとして、子育て世代を対象とした町営住宅の建設、第2子以上への次世代育成支援金制度、中学生及び妊産婦の通院時の自己負担の無償化などを制度化しており、一定の効果は得ているものと考えている。

空き家バンクは、町で空き家の賃貸、売却を希望する方を登録し、利用希望の方に紹介する制度であり、通常の不動産業者の紹介以外での物件の事例がふえることで里

帰り転入者、Uターン希望者の転入促進も視野に入れ、現在調整中。また、町内にある賃貸住宅（アパートのみ）で不動産業者等の承諾が得られた物件を、町のホームページに掲載し情報提供している。

都市整備課長

廃墟化や管理不足による雑草の繁殖など近隣に悪影響のある土地の所有者、管理者に、防災、防火、衛生、景観、生活環境等の観点から指導を行い、悪化を防ぐことを主な目的とし空き家対策に取り組んでいる。進捗状況としては、区長や水道の閉栓情報により空き家台帳を作成し、約250件を民地に立ち入らず目視にて外観調査票の記入と外観写真撮影を行い、空き家の状態を5段階にランクづけた結果、空き家数は現段階で65件、そのうち利活用が見込まれるものは数件であった。国の空き家対策特別措置法に従い、苦情があった空き家には指導を行い、こ

れから河内町空き家等対策計画の作成及び実施に関する協議を行うための協議会を組織し、空き家及び空き地の活用促進も踏まえた、河内町空き家対策計画を策定する。

議員 自治体によっては、家を建てる場合、金融機関と町が提携して低金利ローンにする親元近居助成ローン、空き家を買った場合、リフォームする補助金、Uターン・Uターンの奨励金給付、町から無料で職業の紹介、地域になじむための生活相談等の体制を取っている。魅力的な施策を思い切って取り入れなければ、河内町に住む若者はいなくなる。空き家バンク等、今後の取り組みを伺いたい。

企画財政課長

現時点において、空き家バンクを活用した定住促進に向けた取り組みは、条例、規則等の具体的な



制度としての運用はない。平成30年4月現在、県内市町村で空き家バンクを設置している市町村は22団体、登録総数638件、そのうち296件が仲介業者等を通し成約、活用されている。物件の管理状況や立地条件のよい物件は、早期に契約が成立している。

空き家バンクを設置する市町村では、登録物件の契約成立を条件に補助事業を備えていることが多く、当該物件のリフォーム費用、転入を伴う方の引っ越し費用等の一部助成などが見受けられる。先行する市町村の実例をもとに、事業の実施に伴う効果検証を行い、本町の実情に合った制度の構築を図っていききたい。

議員 いろいろな自治体の事例を学び、我が町の将来を見据えて検討しながら、ぜひとも若者が河内町に定住できるような施策を取り入れ、人口減少に歯止めをかけられるようにしていただきたい。

町長

定住促進、若者にどうしたら河内町に住んでもらえるかを、より総合的に考えるための委員会、協議会等を立ち上げて検討していきたい。



ふるさと納税について

議員 ふるさと納税ランキングで県内7番目だった。これまでの納税金額、返礼品等の取り組み、今後のふるさと納税の活用、課題等について伺いたい。

企画財政課長

ふるさと納税は、平成20年に自治体間の税收格差是正を目的に、故郷や応援したい自治体に寄附すること、一定額を差し引いた

額が税控除される制度として創設され、当町においても個性豊かな活力あるふるさとづくりに資することを目的とした、河内町ふるさと寄附条例を制定、運用に努めている。

これまでの寄附状況は、平成20年度20万900円で申し込み数24件、平成21年度1万5,000円で申し込み数3件、平成22年度104万円で申し込み数8件と平成26年度まで大きな伸びはないが、ふるさと納税制度が各メディアで取り上げられ民間企業の業務への参入などで関心が高まり、平成27年度は666万8,000円で申し込み数556件、平成28年度については5,432万6,000円で申し込み数4,821件と大幅に伸びた。平成28年度途中からインターネットを通しての申し込みや返礼品紹介を開始し、平成29年度には2億5,305万6,571円で申し込み数2万3,169件と対前年度比5倍程度の寄附額となった。返礼

品は約40種類あるが、約9割が河内町産コシヒカリ、その他お肉、納豆等の申し込みがあった。

ふるさと納税で受けた寄附金は、当年度はふるさと寄附基金へ全額積み立て、翌年度から寄附者が寄附をする際、少子高齢化対策に関する事業、青少年の健全育成及び教育環境整備に関する事業、特産品の育成及び地域産業の振興に関する事業、ふるさとの自然環境保全に関する事業、その他町長が必要と認める事業と五つの寄附申し込み区分を選択するため、それぞれ関連する事業の財源として活用する。継続性のある事業、将来的な計画が見込まれる事業の財源として、それぞれの寄附目的に応じた基金への積み立ても検討していききたい。

議員 かわち丸のお酒を贈答品として利用したいと思う方もいるが、箱や包装紙はないのか。贈答品として使えるようにする予定はあるか。



企画財政課長

町特産品として製造した純米吟醸かわち丸は、本年5月に完成披露会が行われ本年度2,000本を製造し、町社会福祉協議会で販売を始めた。すっきりとした滑らかな味わいは大変好評で残り少なくなっている。製造数量や販売実績などを担当部署と調整の上、ふるさと納税の返礼品、贈答品などとしても今後活用していきたい。化粧箱は、希望される方に別途箱代をいただいた上で対応可能とのことである。



諸岡 周示
議員

保険事業について

議員 特定健診、がん検診などの受診率、取り組みを含めた実績、効果などを伺いたい。

町民課長

特定健診の受診率の推移は、平成27年度32・4%、平成28年度37・6%、平成29年度38・3%と3年間で1・2倍の伸び。平成27年度から平成28年度の伸び率は、県内2番目で5%伸びで推移しており、健康診査後の特定保健指導が必要になった対象者に対し、保健指導を利用した方は、平成29年度に動機づけ支援52・4%、積極的支援60・5%の実績となってい

る。

がん検診（除、職場検診や人間ドック）の受診率は、肺がん検診、平成27年度25・8%、平成28年度25・8%、平成29年度23・9%。胃がん検診、平成27年度8・3%、平成28年度8・2%、平成29年度6%。大腸がん検診、平成27年度17・6%、平成28年度16・7%、平成29年度13・6%。乳がん検診、平成27年度25%、平成28年度16・5%、平成29年度17・7%。子宮がん検診、平成27年度14・6%、平成28年度13・9%、平成29年度14・7%。肺、胃、大腸がん検診は40歳以上、乳がん検診は30歳以上、子宮がん検診は20歳以上を対象に算出。

健康志向を高める取り組みとして、各戸に配付した河内町健康ガイドブック、広報かわちに保健センターだより、食育だよりを掲載し情報をお知らせしている。

特定健診は、40歳以上が対象だが、平成30年度から39歳以下の健診も同じ自己負担額で検査項目を

拡大し、特定健診と同じ検査内容とした。平成29年度の健康診査結果で、メタボリックシンドロームの割合が県内1位だったことを踏まえ、集団検診広報の際、防災無線でお知らせをし、受診の勧奨をしてきた。特定健診は、メタボリックシンドロームの視点から健康診査を行い、腹囲、ウエストが男性85センチ、女性90センチ以上の方で、血糖値、中性脂肪、血圧の値が基準値以上1個の場合、動機づけ支援、2個以上で積極的支援により、適切な運動や食事療法などの特定保健指導を行うことで、糖尿病や心臓病、血管の病気などを減らすことを目指して取り組んでいる。

議員 8月の末に特定健診、特定保健指導などの目標設定が国の運営協議会で示され、平成35年度60%に設定したが、この目標とした根拠と計画、どのようなことをするのか伺いたい。



町民課長

特定健診、特定保健指導の受診率の目標は、平成30年度より始まった第2期保険事業実施計画、データヘルス計画を作成するに当たり、国の厚生労働省より、最終年度には受診率を60%とするように指導があり、5年後には60%を達成できるように計画したもので、データヘルス計画達成に向け、対象者全員に通知、未受診者には再通知、再々通知を送っている。昨年度より、前年度受診した方に受診勧奨の電話連絡をし、今後は受診経路等による電話連絡を拡大して、受診勧奨に努めてまいりたい。

議員 後期高齢者の検診受診率が県内で最低の1割も切る9%だが、過去3年間の受診率、取り組み、そして受診率アップを今後どのように進めていくのか伺いたい。

町民課長

後期高齢者の健康診査、受診者は、平成27年度10・12%、158人、平成28年度10・53%、164人、平成29年度9・96%、159人であり、人数、受診率とも低いままの横ばいとなっている。

取り組みとしては、平成30年度より基本健診は無料、オプション検査を含めて、特定健診の自己負担額と同じ1,200円で受診できるようにした。本年度5月から、75歳から79歳までの対象者全員に個別通知をして、受診率の向上に努めている。今後は、対象者を拡大して通知を発送し、意識の高揚を図りたい。



議員

人間ドックの補助金について、後期高齢者は、国からの補助金が今後なくなるという話がある。ことしも少し減額がされているが、今後補助金をどうしていくのか伺いたい。

町民課長

人間ドックの助成は、満35歳以上で国民健康保険税、後期高齢者医療保険料が完納されている方で、特定健診、医療機関健診を年度内に受けていない方を対象に、1人当たり2万3,000円を助成。

年度の経過は、予算で平成27年度、国保70人、後期10人の合計80人、平成28年度、国保100人、後期20人の合計120人、平成29年度、国保120人、後期30人の合計150人、平成30年度、国保120人、後期50人の合計170人分で、4年間で約2倍の予算を計上。

実績では、平成27年度、国保69人、後期19人で79人、平成28年度、

国保94人、後期20人で114人、平成29年度、国保99人、後期29人で128人と順調に伸びている。社会保険のときより人間ドックを受診していた方が国保に移行し、それが後期に移行していると思われる。

後期高齢者に関し、国より特別対策補助金が交付されているが、本年度以降、段階的に減額され、平成33年度に完全廃止することが決定されている。町として、財政局と協議をし、現在と同じ1人当たり2万3,000円の補助金を維持できるようにしていきたい。

かわち直販センターについて

議員 高等裁判所の判決で町の主張が認められ、8月下旬最高裁へ上告された。司法の経過等を伺いたい。

経済課長

町は、これまで株式会社ふるさとかわちが、平成28年8月末日に指定管理期間を満了した後も当該施設から退去せず不法な占有を続けていることに対して、所有権に基づく建物の明け渡しを求めてきた。この結果、平成30年2月5日、水戸地方裁判所龍ヶ崎支部における第1審判決では、町の主張が認められ、株式会社ふるさとかわちは町に対する建物の明け渡し、占有権原のなくなったときから建物を明け渡すまでの使用料相当損害金の支払い及び訴訟費用の負担を求める判決があった。しかし、この判決を不服とした株式会社ふるさとかわちは、同年2月15日、東京高等裁判所へ不服申し立てを控訴したが、同年8月8日、同裁判所においても第1審の判決内容を維持し、これまでどおり町の請求を認めて控訴を棄却する判決。なお株式会社ふるさとかわちは判決をも不服として、8月21日付で最高裁判所へ上告状を提出したこ

とを確認。町としては顧問弁護士とも相談し検討の結果、第1審及び2審ともに認められた建物の明け渡しまでの使用料相当損害金の請求債権のうち500万円を東京高等裁判所へ債権の保全手続を求めたところ、町の申し立てが認められ、8月30日付で仮差押の決定。これまで指定管理期間の満了後、施設を使用できる期間の期限から2年を超える長期にわたり、町の施設として利活用ができない状況が続いており、町民の皆様や利用出荷登録希望者の方々には大変なご迷惑をおかけしている。引き続き、町ではこれまでの主張が同じく認められるよう求めていくとともに、1日も早い混乱の収束に向けて努めていきたい。



議員 新かわち直販センターが

町の小さな拠点ネットワークかつステーションとなる今後の計画、運営方法は、どのように進めていくのか。リニューアル改修もする場合、財源はどこから持ってくるのか、タイムスケジュールなどはできているのか。

経済課長

今後のかわち直販センターのリアル計画は、町が直営で管理運営する方針をとった際、利用出荷登録希望者に対し、スケジュール計画や施設改修の考え方などの計画案を説明会にて示しており、その考え方を基本として検討を加えながら、今後の計画にも生かしていきたい。計画案では、町の総合計画のテーマでもある、長竿亭や米ゲル工場などの小さな拠点をつなぐ中核施設としての機能を持たせながら、地域コミュニティの交流拠点や6次化商品のアンテナショップ化。成田空港にも

近く、茨城県の玄関口ともなる場所に位置していることから、NAAの情報発信機能を持たせた訪日観光客の立ち寄りスポットとなるような施設を構想。

施設の改修イメージとして、女性や子供に優しく使いやすいトイレへの改修、地域コミュニティの活用を見据えた外部へのテラス席、購買を促す商品の陳列棚づくりなどに加え、販売コンセプトの一つとして、出荷される方の顔が見えるようなポップ広告のディスプレイと丹精込めてつくられた野菜などを自慢の一品として出荷できるような特設コーナーを設置し、誰もが自由に出荷でき、町内の方は登録料は無料で出荷できるようにすることも検討中。運営方法は出荷者で組織する協議会の設立とあわせ、よりよい運営方法を出荷者の意見を伺いながら進めたい。

当施設は建設後20年近くが経過し、老朽化と経年劣化などが見受けられるため、まずは施設の現状把握と点検を行い、どの程度の改



修が必要かを検討した上で、リニューアルに係る改修費用を検討していく。必要な改修費用等や販売管理を行うシステムの導入などの予算化については、今後の裁判の推移を見きわめながら、事業着手の時期を検討していきたい。

企画財政課長

直販センターの改修費等は、平成28年度に国が進める地方創生推進交付金の対象事業として交付決定を受けたが、その後、係争事業となり事業は着手することができなくなったため、交付金の申請を取り下げた。係争審議中の案件は交付金等の申請もできないことから、現時点では予算計上していない状況であるが、係争が解決し、今年度中の予算措置が必要となる場合、関連する予算と合わせて補正等により迅速に対応することを検討中。交付金に係る申請は既に申請期限が過ぎていることから、今年度分の事業着手は町単独予算

での計上となる見込み。事業計画の中で、着手が来年度以降となるものは、再度担当課と申請内容を精査し、関連する交付金等の申請が可能なものは、県の担当課と協議することも検討している。

議員 判決はいつ出るかわからないが、準備をもう少し詳細に進めていってはどうか。外部からの専門家を交えた準備委員会なども早急に立ち上げて、リニューアル、運営方法について、もう少し詳細な準備、検討を重ねてはどうか。

町長

基本的に係争中であり、十分に考慮した中でしっかり検討し、対応できるようにしていく。



篠原 佳治
議員

防災対策について

議員 ここ数年日本では、台風、地震など想定外の災害が起こっている。町でも、最善の備え、最低限の安全は確保しなければならぬ。広域避難場所について、近隣の高台を持つ市町との協定を結ぶ等の話し合いや計画はどう進んでいるのか。

総務課長

町は大規模な水害が発生した場合、町全体が平たんな土地であるため、十分に安全と言える避難場所を確保できず、近隣市町村等への広域的な避難が想定される。大規模な災害が発生した場合に

備え、平成29年1月、稲敷地方広域市町村圏内市町村による相互応援対策協議会が設置され、災害時相互応援に関する協定が締結された。災害時相互応援協定は、協定市町村内で災害が発生した場合、被災した市町村に対する応急対策及び復旧対策について相互に応援することとなり、食料、飲料水及び生活必需物資等の提供、応急復旧等に必要職員等の派遣、被災者を一時的に受け入れるための施設の提供及びあせん等の9項目について規定されている。現在、協定市町村の防災担当課間では、災害時相互応援協定に基づき、洪水を想定した広域避難計画の作成に向けて、避難先及び避難経路等について検討中。今後、広域避難計画を基本として町と避難先自治体との間で具体的な協議を進め、大規模災害時における広域避難が円滑に行えるように努める。



議員 水災害時、住民へのタ

イミングで避難等を周知するの
か明確にしてほしい。ハザード
マップの見直し、公表について
も伺いたい。

総務課長

水害発生時における避難勧告等
の住民周知は、利根川等の警戒河
川の水位について各観測所の水位
情報等を正確に把握し、気象情報
や河川巡視等による情報も踏ま
え、町の防災行政無線等を通じて
住民へ情報提供を行う。特に高齢
者等が速やかに避難行動をとれる
ように、国、県、稲敷広域消防本
部等の関係機関と緊密に連携し、
報道機関への正確な情報提供等に
より、住民の逃げおくれゼロを目
指し、正しく迅速な広報を行うこ
とに努める。

現在の洪水ハザードマップは、
平成22年3月に平成17年に国土交
通省関東地方整備局管轄の各河川
事務所が作成した浸水想定区域図
で、水防法の規定により指定され

た浸水想定区域、浸水した場合に
想定される水深等を掲載したもの
を各世帯に配布。今後洪水ハザ
ードマップを、平成29年7月に指定
公表された利根川水系、小貝川流
域及び霞ヶ浦の大規模氾濫に係る
洪水浸水想定区域図を参考とし
て、防災関係機関等の意見等も取
り入れ、避難場所、避難所の見直
しも検討していく。

議員 利根川の決壊、新利根川

も含め、越水も心配。ほとんどの
地域が水につかった場合、避難
する際、歩行も難しくなる。現
在、役場東側車庫に保管されて
いる使用不能な船を廃棄して、
水深の浅い場所でも走行可能な
軽量の船を備えてはどうか。

総務課長

町では救助ボートを1隻所有し
ているが、老朽化等により現在は
使用していない。このため、水難
事故が発生したときの対応は、主
に稲敷広域消防本部が所有してい

る救助ボート等により行ってい
る。町が新たな救助ボートを整備
することは、近隣市町村の状況等
も踏まえ、町長とも相談しながら
検討していきたい。

議員 災害が起こっても、被害

を最小限、ゼロに食い止められ
る状態をつくっていくことを望
む。町長の考えを伺いたい。

町長

近年は想定外のことが起こるこ
とも多く、町では総合防災訓練を
始めているが、予想がつかないも
のほど怖い。自主防災組織の重要
性を再確認し、協力をいただきた
い。昔は家に田舟が屋根裏や軒下
にあるほど水害の地区であった。
町独自で使える船も考えていきた
い。



航空機騒音測定器設 置の対策について



高橋 利彰
議員

議員 今後、B滑走路が北側へ
1,000メートル延長になる
ことで、大型機の発着回数もふ
えるため騒音も増大するとNA
Aから説明があった。騒音地区
住民が騒音対策の話し合いがで
きる環境をつくるためにも、騒
音第1種地区の航空機直下に固
定式の騒音測定器の設置が不可
欠だと考えるがどうか。

総務課長

成田空港の航空機騒音につい
て、固定式の騒音測定局を騒防法
の対策区域の検証、監視を主な目
的として、茨城県やNAAが設置
し、24時間通年測定を行っている。



現在、町には4カ所設置し、平成29年2月から広報かわちに毎月測定結果速報値を掲載している。国内における航空機騒音の評価指標は、平成25年4月から国際的に主流となっている時間帯補正等価騒音レベルLdenとなり、1日に発生した全ての騒音について、昼間よりもうるさいと感じられる夕方19時から22時、夜間0時から7時、22時から24時の騒音に、それぞれプラス5デシベル、プラス10デシベルの重みづけをして、1日の騒音の総量を示した値となっている。現在まで、いずれの固定局においても、騒防法第1種区域の基準値であるLden62デシベル以下という結果にはなっていない。

なお、NAAが設置した固定局の現在の騒音レベルや過去の騒音結果等は、環境情報公開ウェブサイト「成田空港環境こみゅにてい」でも確認できる。

今後、町においては、成田空港のさらなる機能強化に伴い、航空機騒音の影響範囲が広がるのが想定されており、町は固定局の設

置について、配置の検証や新たな設置等の速やかな対応をNAAに対して要請していく。NAAでは固定局の測定とは別に短期の騒音測定を行っており、騒音地区住民の皆様から強い要望があれば、短期測定の実施に向けて、町はNAAと協議を行っていきたい。

町長

固定測定器の要望は、町からNAAへ引き続き行っていく。

飛行コース離脱地域の環境対策について

議員 ここ数年、航空機飛行コースが、基本コースより離脱して飛行している飛行機があり、特にA滑走路側の航空機が多く、そのために騒音もひどく、テレビ、携帯電話、電波障害があり、地区の町民の生活環境が壊されている。早急に町で調査をし、地区の環境保全の観点から、NAAとの協議を持ち、A

滑走路側第1種地区の拡大を視野に、町としての具体的な対策の考えはあるのか伺いたい。

総務課長

成田空港のさらなる機能強化に伴い、B滑走路が北側に1,000メートル延伸し、河内町においては、騒防法第1種区域の見直し等が行われる。騒防法第1種区域の区域指定は、国が見直し案の作成を行っているが、町も区域指定について地域の生活環境保全や集落の分断がされないこと等の配慮を求めている。騒防法第1種区域の見直し案は、今後、区域指定の見直しに必要な手続等を経て国による告示が行われる予定。NAAは、成田空港のさらなる機能強化に伴う環境対策の充実について、騒防法第1種区域を対象にペアガラス助成等の防音工事の充実、深夜早朝の運行機材の制限等の施策を示している。

周辺対策交付金の充実について、国による騒防法の告示後、現在の発着回数30万回を前提とした

算定方法から発着回数50万回を前提とした算定方法に改め、交付総額が現在の約1.5倍、総額で60億円程度になると聞いているが、そこまで増額するとともに、交付金の一部を騒音下の市町に対して、地域振興枠として優先配分するとされており、地域振興枠における使途は、これまで対象外だった教育、医療、福祉目的にも活用できるとのことである。

夜間飛行制限緩和の先行実施に踏まえ、交付金の中からA滑走路特別加算金の創設も示され、河内町も対象となっている。今後も町は交付金も活用し、航空機騒音対策を行っていくとともに、騒音地域住民の生活環境保全を最優先の課題として、国、茨城県、NAA等と協議を行っていく。





議会を傍聴してみませんか

議会はどなたでも傍聴することができます。
定例会は原則、3月・6月・9月・12月に開催されます。
詳しくは、議会事務局までお問合せ下さい。
☎ 0297-84-2111 内線 201

この議会だよりは、会議で行われた内容を要約してお知らせしております。詳しくは、町のホームページにある河内町議会より会議録をご覧ください。また、議会に関するその他の情報もご覧いただけます。

URL <http://www.town.ibaraki-kawachi.lg.jp/gikai/index.html>

なお、議会会議録は、公共施設（役場、福祉センター、農村環境改善センター、つつみ会館）にもありますのでご覧ください。

◆ 議長及び議員の主な動向 ◆

平成 30 年 8 月から平成 30 年 10 月

*** 8 月 ***

1 日	臨時議会
2 日	県町村会決算監査
9 日	大相撲龍ヶ崎場所
21 日	イルミネーション実行委員会
22 日	スクールバス検討委員会
23 日	町村会・議長会合同定例会
24 日	議会運営委員会
25 日	いなしき夏まつり花火大会
29 日	総合防災訓練検討会議 県南町村議会議長会
30 日	龍ヶ崎土木協会定期総会
31 日	町交通対策協議会

*** 9 月 ***

4 日	介護保険運営協議会
6 日	第 3 回定例会開会 決算審査特別委員会
7 日	決算審査特別委員会 常任委員会
10 日	特別委員会
13 日	第 3 回定例会閉会
16 日	かわち学園体育祭
20 日	街頭キャンペーン
21 日	街頭キャンペーン

23 日	町消防ポンプ操法競技大会
25 日	イルミネーション実行委員会 県南消防ポンプ操法競技大会結団式
27 日	子ども・子育て支援審議会

*** 10 月 ***

4 日～6 日	県南町村会行政視察
7 日	町民運動会
13 日	敬老福祉大会
14 日	県南消防ポンプ操法競技大会・解団式
15 日	世界湖沼会議開会式・レセプション
17 日	龍ヶ崎地方衛生組合全員協議会
18 日～20 日	町議会行政視察
22 日	県南町村議会議長会
23 日	町航空機騒音対策協議会
25 日～26 日	県町村議長行政視察
26 日	龍ヶ崎地方衛生組合定例会
31 日	自立支援協議会

